

第 31 回 公金の支出及び職員 of 懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和 8 年 2 月 6 日 (金) 午後 1 時 30 分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之
参考人	前監査事務局長 佐田 裕子
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稲員 美佳

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 それでは、皆さん、こんにちは。ただいまから公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日、本委員会は、中山哲志町長に対する再度の証人喚問を予定しておりました。

しかしながら、町長からは出頭しない旨の文書が提出され、本日の証人喚問には応じないとの意思表示がなされております。

町長から提出されました文書を白根副委員長より読み上げていただきます。よろしくお願ひします。

○白根美穂副委員長 では、読み上げさせていただきます。

7大総務第740号、令和8年1月29日、大刀洗町議会議長、高橋直也様。

大刀洗町町長、中山哲志。

証人の出頭請求書に関する回答について。

(通知) 令和8年1月15日付、7大刀議第652号により、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、私に対する証人出頭の請求をいただきました。

本町といたしましては、議会の調査権を尊重し、真摯に対応してまいる所存ではございますが、今回の内容を精査いたしましたところ、法的な観点等から以下の疑義が生じております。

つきましては、現時点においては、証人出頭の請求に応じかねますので、あらかじめ回答いたします。

記。

1、調査事項の特定性に関する疑義について。

百条委員会の調査対象は、個別具体的かつ限定的に特定された事務でなければならないと解されています。このことは、各地の百条委員会設置例における調査事項を見ても明らかです。

今回の調査対象は、公金の支出に関する事務となっており、毎年100億円程度の大刀洗町の予算支出の全て、数年分だと数百億円の予算支出の全てを包括的に調査することになります。これでは事実上、行政全般にわたる網羅的な調査を目的とするものと解さざるを得ず、調査権の本来の趣旨である特定事務の事実解明という要件を欠いていると言わざるを得ません。

2、証人尋問の必要性及び再尋問について。

本件に関し、私は、半年ほど前の令和7年8月5日に調査特別委員会に出頭し、約2時間半にわたり証言しました。その際、全ての尋問に対し、記憶に基づいて詳細に説明を尽くしたところ です。

このときの証言を求める事項と全く同一の事項について、再度の尋問が特に必要な理由も示さ

ず、あえて再度証言を求めることは、証人尋問の必要性を超えた過度な負担を証人に強いるだけのものであり、円滑な町政運営を停滞させる要因となります。

3、尋問事項の特定及び適正な手続について。

今回の請求でも、具体的な尋問事項が示されておりません。前回の尋問においては、関連性のない質問や重複質問、意見を求める質問、証人が直接経験していない事項に関する陳述を求める質問、意見の押しつけ質問が繰り返されたという経緯も踏まえ、証人の防御権及び証人の記憶喚起並びに適正な事実解明の観点からも、あらかじめ個別のかつ具体的な尋問事項を遅くとも2週間前までに提出していただく必要があると考えております（地方自治法第100条第2項、民事訴訟規則第107条）。

4、結びに代えて。

以上のとおり、現在の調査事項の設定内容に法的に疑義があるだけでなく、同一事項に関する再度の承認請求であること並びに個別具体的な尋問事項の記載がないことは、法的な適正を欠く懸念があるため、本件の出頭については辞退させていただきます。

今後、貴議会において、調査事項を個別具体的かつ限定的に再定義され、かつ再尋問が特に必要な理由及び個別具体的かつ具体的な尋問事項が示されるのであれば、改めて誠実に対応を検討させていただき所存です。

以上。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

今回、町長の再喚問が必要であると判断した理由を改めて確認いたしますが、簡単に申し上げますと、まず第1に、大刀洗マルシェかてての運営と会計処理の法的根拠が依然として町長から具体的に説明されていないこと、第2に、町のインボイス登録番号がかてて名義の適格請求書に使用されていた事実が判明したこと、第3に、百条委員会の記録提出請求に対しまして町側が応じないため、町長の証言による確認が必要となっていること、そして第4番目に、税務及び会計処理に関しまして、税理士からの専門家見解が提出され、その内容について確認が必要であることなどでございます。

これらを踏まえまして、今後の対応につきまして協議をしたいというふうに思います。委員の皆様から御意見があれば、御意見をお聞かせください。よろしく願いをいたします。どなたか御意見があればお願いをいたします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 改めて、町長に対して尋問が必要と考えておりますので、先ほど示されたとおりに、もっと具体的に請求、どのような証言が必要であるかということ具体的に記したものを付け加えて、再度町長の証人喚問を要請したいと考えております。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。そのほか、どなたか。實藤委員。

○**實藤量徳委員** 今、町長からの答弁により、2週間以上は必要という意見がありました。今日から考えて2週間というと、2月のもう下旬になります。それで証人喚問を行って、私たちの最終的な百事委員会の提言と最終報告書の提出が、3月の議会のときに提出ぐらいの予定としておりますので、それに間に合うかということで、それでしたらもう証人喚問より現在あるもので、私はまとめたほうがよろしいかと思えます。

○**古賀世章委員長** ありがとうございます。

そのほか、どなたか御意見があればお願いをいたします。平山委員。

○**平山賢治委員** 今、御意見が幾つかありましたが、最終報告書をまとめるに当たっては、町長が主張する令和7年度は、これは是正したんだと、かててを。かてての運営、是正したんだということで主張なさっているから、7年度の会計を資料提出を求めたところ、これを再三にわたって拒否はされています。資料の提出、前回まで。

となると、最終報告書の書きようが、我々は報告のしようがないと思うんです。まして町長側が7年度は是正したと、これによって治癒しているんだというようなことを住民の方に対して主張しているわけですから、当然、それであれば治癒した、是正された会計報告書、会計を拝見した上で、我々は今回治っているのかどうかということまでやっぱり踏み込んでいかないと、ちょっと責任ある報告書は書けないなというのが一つです。

だから、町長のほうから出頭できない理由が4点ほど書いてありますが、1つ目が調査事項の特定性なんです、再喚問について出頭請求したときにも、かてての運営、かててに関する公金の支出、町職員による宿泊証明書の偽造ということで、きちんと証言を求める事項自体は広いことではなく、具体的な証言を求めることを我々は議長のほうから求めているはずなんです。これまでも一貫して百条委員会の設置以来、特定の事案についてのみ調査を続けてきたということは、町もよく御存じのはずですから、これはまず理由がないと私は思っています。

2つ目の証人尋問の必要性、再尋問ということですが、本人は証言し尽くしたとおっしゃっているけれども、前回の証言においては、我々の質問にお答えいただかず、ひたすら持論を繰り返して、もう証言拒否と言ってもいいような対応を繰り返された。誠に残念な態度だったと思わざるを得ません。ここでは何一つ重要なことが解明されていないということ、証言されていないということ。

それから、先ほど白根副委員長からも発言がありましたが、前回以降新たな状況が出ております。そういう町のインボイス番号を使って営利事業をやっていたようだという重大な事実もありますし、前回とはまた状況が変わっています。これについては、もし必要であれば、この町長の主張に基づいてさらに細かい尋問内容が必要であれば、そこは再度個別具体的な尋問内容を通告するというのは可能かもしれません。3つ目はそういうことです。

4つ目です。4点目なんですけど、今回の出頭については辞退させていただきますって書いてあるんですが、辞退というのは権利を放棄するのを辞退というんであって、出頭する義務を拒否するのは、これは辞退といいません。この辞退という単語を町長が意図的に使っているのであれば、極めて不誠実な文書であろうと思います。この一つ、この辞退という1点を取っても、この人物、やはりどういう方なのかというのは疑わざるを得ないと思っています。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

その他、どなたか御意見があればお願いいたします。

[なし]

○古賀世章委員長 よろしいですか。

各委員の御意見を踏まえまして、本委員会といたしましては、中山町長に対しまして、再尋問が必要な理由と具体的な尋問事項を記載した再喚問通知書を提出するという事によろしいでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、再尋問が必要だと、そして、具体的な尋問事項を記載した再喚問通知書を再提出するという事に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○古賀世章委員長 ありがとうございます。賛成多数ということで、これは再喚問通知書を再提出するという事によって進めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、再喚問通知書の案を皆様方にお配りしたいと思います。事務局お願いをいたします。

[再喚問通知書配付]

○古賀世章委員長 副委員長、申し訳ないですけども、証人出頭申請書の朗読をお願いいたします。

○白根美穂副委員長 では、案のほうを読み上げさせていただきます。

証人出頭申請書、以下から読み上げさせていただきます。

証人出頭申請書。

当委員会は、公金の支出に関する事務について調査のため、次のように証人の出頭を求めることを決定したので、大刀洗町議会会議規則第72条の規定により要求します。

- 1、証言を求める事件、公金の支出に関する事務の調査。
- 2、証人の氏名、大刀洗町長、中山哲志氏。
- 3、証言を求める事項、別紙、証言を求める事項記載のとおり。
- 4、出頭を求める日時及び場所、日時令和8年2月27日午後1時30分、場所、大刀洗町役場協議会室。

別紙を読み上げさせていただきます。

証言を求める事項。

1、証言を求める具体的内容とその証言を求めることが必要な理由。

①大刀洗マルシェかてて、旧名称さくら市場について、町長は令和7年8月5日、町議会の調査特別委員会百条委員会に証人として出席した後、記者会見を行い、百条委員会の運営について疑義があるため、第三者調査委員会を設置し、検証してもらうことを表明した。この記者会見において、町長から配付された文書（以下では町長文書と表示します）では、次のように言っている。「なお、かてて旧さくら市場については、内部規程に不備な点がありましたので、今年度、令和7年度、新たに大刀洗町地域経済活性化協議会を立ち上げ、必要な要綱や各種様式等を整備したところ です」。

しかし、この内部規程の不備な点が何なのか、町長は証言においても明らかにしていない。その後も説明しようとはしない。

その不備の内容は、次のように考えられる。

ア、このかてては、全く実態が存在していない。構成員、設立目的、団体の組織など全く不明であり、代表者及び役員、特に会計責任者の氏名及びその選任方法、発足から現在までの代表者及び役員の氏名、会計処理方法についての規則、団体の方針などの決定の方法、会計監査の方法など、このような団体として必要な事項が一切存在していない。それにもかかわらず、市の職員が町の経費を使用して、職務時間内にかてての業務を行ってきたのである。

中間報告書の添付書類の中で、かてての代表者として町長名が表示されている契約書も存じている。

イ、このような実態にもかかわらず、町長文書では、「各自治体において、何々協議会や何々実行委員会等の任意団体、準公金団体で事業を実施し、当該自治体はその任意団体への人的支援やその団体の事務局機能を担う事例は数多く存在しているものと認識しています」と説明している。

しかし、この各地の事例が適法な行為として認められるためには、町が取り組むことが必要な事業と判断できるように、必要な要綱や各種様式等を決めておくことが法的に必要なのである。

しかし、かててにはそのような規程などは全く決定されていない。何の規程もなしに15年以上運営されてきたのである。そのようなかてての運営が、何の根拠規程もなしに町職員によって長期間行われてきたことが違法ではないのかということが問題なのである。

町長文書が不備な点があったと認めている不備の具体内容の一部は、令和7年度立ち上げられた大刀洗町地域経済活性化協議会について整備されたと言われている要綱や各種様式等で定められている内容によっても示されていると考えられる。このような定めが、かてて発足の最初から

必要だったのである。

それにもかかわらず、令和7年、本百条委員会の調査が開始されるまで一切改めることを拒否し続けてきた。なぜ百条委員会の調査開始によってようやくかてての不備を改めるとする改善の手術を行ったのか、町長はその理由を証言によって明らかにする必要が存する。

②今回立ち上げられた大刀洗町地域経済活性化協議会によって、これまでの違法は解消されたという意見が存するが、現在示されている協議会の設置要綱や財務要領など、あくまでも文書として規定されたにすぎないものであって、仮にその内容が全国の水準に達していると評価できたとしても、それはあくまでこれらの規程の作文技術が合格点に達したということにすぎない。

これらの規程に基づいて今後の現実の運用がどう行われるのか、その運用のやり方によっては違法と評価される状況もあり得ると考えられる。

「特に大刀洗マルシェかてて事業等に関する経理については別に定める」として、わざわざ協議会財務要領の規程とは別扱いすることになっている。もし特別に扱う必要が存する場合があるのであれば、わざわざ別扱いにせず、協議会の財務要領の中で一部を限定した特則を規定すればよいはずなのである。そうしないで、わざわざ別扱いにするその理由が何なのか、説明が必要である。

しかも、別に定められた大刀洗マルシェかてて事業等に関する経理要領を見ても、実施される具体的な運用方法については、これまで実施されてきたと説明されている方法と実質的に同じではないのかという疑問が生じる。もし同じやり方であれば、今後も違法という判断もあり得るといふことなのである。

いずれにしても、今年度の実施される具体的な運用によって判断されることが必要と考えられ、これまでの具体的実施状況の説明を求める必要が存する。

3、以上のかてての運営について、当委員会の調査の中で、かててが取引先に発行した適格請求書が存しており、その文書にはかててのインボイス登録番号として大刀洗町役場の登録番号が記載されており、約40件を取引先に交付し使用している事実が明らかとなった。この適格請求書の作成者は、「大刀洗町役場地域振興課内かてて」と表示されており、地域振興課職員によって作成されたという形式を取っており、当然、行政における決済手続が取られているべきものである。

このかてての行為は、消費税法57条の5、適格請求書類似書類等の交付の禁止に違反しており、同法第65条の罰則に該当するということにならざるを得ない。

しかも、この行為は、かててについて消費税法の違反ありということにとどまらず、大刀洗町行政の関与の程度によって、その結果生じる行政に及ぼす問題点も存することになると考えられる。とりわけ取引業者に対する問題解決等の問題を生じることが、当然に考えられる。

当然、町長としては、この町のインボイス番号が、かてて名義の取引において、大刀洗町の職員によって使用された事情の解明とその責任の所在、町の関与の程度など、今後の解決のための対策などについて明らかにすることが求められている。

しかし、町長は自ら進んで町民に説明しようとはしないので、本百条委員会においてその説明を求める必要がある。

2、証人として証言を求める尋問事項。

①町長が発言しているかてての発足以来、大刀洗町地域活性化協議会立ち上げの令和7年までの間、かてての運営について不備があったという不備の内容を具体的に説明してください。特にその構成員、役員、組織の意思決定の方法、会計処理の仕方などについて、かてての不備内容と新しく設定された活性協議会の改善された点との比較を説明してください。また、その改善がなぜ、令和7年まで百条委員会の調査まで行われなかったのでしょうか。

②活性協議会の令和7年度の活動において、実際に規程どおりに改善されていますか。特に会計処理について、町長は町の公金が規程どおり使用されているのかどうか確認していますか。その結果を説明してください。

③かててが取引業者に発行した適格請求書と題した署名において、大刀洗役場のインボイス番号が使用されている事実を調査しましたか。なぜそのようなことが生じたのか。とりわけ町のインボイス番号が、町の地域振興課職員によって使用された、その使用を承認した決裁権者は誰なのか、その調査結果を説明してください。

④もしそのような調査がなされていないのであれば、それはなぜなのでしょう。

⑤このかてての行為において、大刀洗町について法律的にどのような問題が生じ得ると考えていますか。その考えられる民事上、刑事上の問題について、町長はどのように対応しようと考えていますか。これまで何の対応も取ろうとはしなかったのはなぜですか。まだ対応を考えていないのであれば、今後どのようにするつもりですか。町民や取引業者に対して無視を続けるつもりですか。

⑥上記項目に関連した事項となっております。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

ただいま、副委員長のほうから、証人として証言を求める尋問事項について詳しく御説明をしていただきました。これに基づいて、今後は町長に対しまして、再出頭を要請したいと考えます。

それでは、お諮りします。中山哲志町長を改めて証人喚問することとし、証言を求める具体的内容と、その証言を求めることにつきましては、委員長に御一任いただき、質問事項は、先ほど副委員長のほうから細かく述べていただいた件でございます。

質問事項についてまとめをしますと、今から申し上げます3点でございます。1点目が、町長が

発言しているかてての発足以来不備があったという不備の内容、それから2つ目が、活性化協議会の令和7年度の活動の結果、そして3つ目が、かててが取引業者に発行した適格請求書と題した書面の調査結果や法律的な問題についてでございます。

日時につきましては、2月27日午後1時半から、場所はここ協議会室において行いたいというふうに考えます。

ただいま申し上げましたとおり、町長に改めて証人出頭を要請することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく出頭せず、または証言を拒む場合、地方自治法第100条第3項の規定により、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

では、再喚問通知書の案についてお諮りしたいと思います。この通知書につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古賀世章委員長 ありがとうございます。では、同意されるということで認めます。3対1です。

3人の方が賛成され、1名の方が反対ということでございます。よろしいですか。失礼しました。

それでは、ここで暫時休憩を入れたいと思います。

(午後2時4分休憩)

(午後2時6分再開)

○古賀世章委員長 それでは、再開いたします。

参考人は着席をお願いいたします。

再開をいたします。

それでは、参考人からの意見聴取を行いたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

本日は、1月の28日に行いました村山真知子前代表監査委員、そして渡邊康弘現代表監査委員への証人尋問におきまして、複数の疑義が生じたことから、前監査事務局長であります佐田裕子さんに参考人として出席を要請いたしました。前回の監査委員への証人尋問の結果を踏まえまして、意見を求めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

委員の皆様、御質問のある方は挙手をお願いいたします。副委員長。

○白根美穂副委員長 今日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。代表いたしまして質問させていただきます。

本日の質問内容は、佐々木氏の宿泊費請求に関する宿泊証明書の偽造が発覚した経緯につい

てお伺いしていきたいと思います。

まず、この件について、当初会計課長より指摘された宿泊証明書が正規のものであるか否かは、誰が確認されていきましたか。

○古賀世章委員長 佐田参考人。

○佐田裕子参考人 それについては、当時、例月出納検査の中で、宿泊証明の証明書が、内容不明な宿泊証明書がありましたので、これ当時、前山田会計課長のほうから、その証明書に宿泊先の印鑑がなかったので、これはホテル、宿泊先に確認をその場で、出納検査のその場で、電話で確認を日付とか、あと氏名とか、そういう事実があったのかを確認を、村山前監査委員と、あと平田監査委員の指示の下、確認を山田前会計課長がされました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その場で村山前代表監査委員と平田議選監査委員も、不正の疑いがあるという事は認識されたということでしょうか。

○古賀世章委員長 佐田参考人。

○佐田裕子参考人 そうですね、その場で電話で宿泊先に確認、山田前課長が確認されて、そういう事実がないということが発覚して、村山前監査委員と平田監査委員も認識されました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その認識された後、直ちに重大案件だと思うので、町に報告するようにお二人に報告するように、お二人から指示がありましたか。監査事務局長として、町にこういう報告書を作って上げてくださいみたいな指示はありましたか。

○古賀世章委員長 佐田参考人。

○佐田裕子参考人 そのときは、指示はなかったです。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そのとき、そしたら指示がなかったということですが、これは重大案件であるので、監査事務局長として、これは上げたほうがいいんじゃないかということを進言、2人に進言されましたか、伝えるべきだと。

○古賀世章委員長 佐田参考人。

○佐田裕子参考人 そうですね、やはりこういうことは重大な案件ですので、私なりにちょっと、監査事務局長としても、やっぱり責任ある重大なことだし、報告が必要じゃないかなと悩みながら、当時、前山田会計課長と、前松元総務課長にも相談して、いや、これはちゃんと報告するべきものであるということ、報告するものと考えて進言しました。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その後、文書によって町長と議長に報告書を出しているかと思うんですけど

ど、この文面は、監査委員の指示の下で作成されたのか、局長が御自分で勝手にと言ったら言葉はあれなんですけど、作成されたのか、どうでしょうか。

○古賀世章委員長 佐田参考人。

○佐田裕子参考人 報告書はもちろん、村山前監査委員と平田監査委員の指示の下、報告を作成しました。自分が勝手には作っておりません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その文章の文面の内容は、このようにしてくださいという指示の下で文章を作成したという解釈でよろしいですか。

○古賀世章委員長 佐田参考人。

○佐田裕子参考人 そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その後、監査委員から議長に提出され、文書を提出されたと思うんですけども、そのときに、その当時は安丸眞一郎議員が、元議長だったとは思いますが、そのとき安丸元議長に対して、不正の疑いがある旨の報告は、局長としてはされましたか。

○古賀世章委員長 佐田参考人。

○佐田裕子参考人 その当時の前安丸議長のほうに報告をいたしました、この件について。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その報告の内容は、詳細にどのようなものであるということは報告されましたか。

○古賀世章委員長 佐田参考人。

○佐田裕子参考人 支出伝票に不明確な、不正の添付書類のものがあるということの内容の説明をいたしました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○白根美穂副委員長 以上で。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

そのほか、どなたか御質問のある方はお願いをいたします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 元議長に詳細を説明した後、議長から何か指示がありましたか。

○古賀世章委員長 佐田参考人。

○佐田裕子参考人 指示というものは、はっきり報告をただけでした、そのときは。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 特に議長から指示は受けなかったということでもよろしいですか。

○古賀世章委員長 佐田参考人。

○佐田裕子参考人 そのとおりです。

○白根美穂副委員長 以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほかどなたか。平山議員、何かないですか。

[なし]

○古賀世章委員長 いいですか。

實藤議員、特にないですか。

[なし]

○古賀世章委員長 河野議員、いかがですか。よろしいですか。

[なし]

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの意見聴取を終わりたいと思います。佐田さん、ありがとうございました。お疲れさまでした。

それじゃあ、次の議題に行きたいと思いますので、資料の配付をお願いをいたします。

[資料配付]

○古賀世章委員長 よろしいですか。続きまして、本委員会の調査対象となっております事業に関して、町の専門委員とされる馬場伸一氏の説明内容と監査実務上の論点との関係につきまして、整理した事実資料を全国町村監査委員協議会に対しまして、情報を提供するという形で送付することについてでございます。

これは抗議ではなく、百条調査での過程で把握した事実を、監査制度を所管する協議会への参考情報として提供するものでございます。

まず、文書送付を検討する理由を簡単に申し上げます。

本委員会の調査対象である事業と経理問題について、町が委嘱した専門委員とされる馬場伸一氏による説明が、町民との意見交換会、職員説明会で行われてきたことが確認されております。その説明内容の中に、監査実務や監査研修の観点から見た場合に、制度上整理しておくことが相当と考えられる事実関係が複数確認されております。

具体的には、調査が完了していない段階で不正はないとする旨の説明がなされていたこと、準公金団体の事例紹介におきまして、重要な前提事情の示し方に差異があったこと、同一団体が別の公開研修資料では不正事例として紹介されていることなどであります。

また、職員説明会の場において当該専門委員が第三者委員会の設置を町長に進言した経緯について、自ら提案した旨の発言をしていたことも確認されております。

以上の趣旨により、本委員会名義により、全国町村監査委員協議会に対しまして、お手元に配付のとおり情報提供文書及び別紙資料を送付することにつきまして、委員会として決定すること

に御異議ございませんでしょうか。いかがですか。どうぞ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀世章委員長 それでは、異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

次に、記録の提出でございます。

現在、町長が本委員会からの記録提出に応じないことが続いております。記録提出が調査に必要である理由をつけて再三請求をしておりますが、請求中の件について、また町長から提出要求に応じることはできませんという文書が提出されましたので、お手元にお配りしております。このことについては、次回の委員会で協議をしたいというふうに考えております。

それから、次の委員会についてでございますが、次回は2月の27日午後1時30分より会議を行いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしということでこれを認め、そのように決定をいたしました。

そのほかで何かございませんでしょうか。よろしいですか。

〔なし〕

○古賀世章委員長 それでは、ないようでございますので、以上で本日の調査特別委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午後2時22分閉会)